楢葉町総合グラウンド

指定管理者　公募型プロポーザル方式募集要項

－　 様　式　集　 －

令和６年１０月２８日

楢葉町

**１　一般的事項**

1. 提出書類等の作成に当たっては、募集要項、本書及び添付の様式等に記載された指示に従って記入し、提出すること。
2. 提案書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
3. 数字はアラビア字体を使用すること。
4. 添付書類については、指定のもの以外は提出しないこと。
5. 提案書類提出時には、提案書類の指定様式に加え、本事業応募に関する全ての書類一式をCD-R等に保存のうえ１部提出すること。

**２　事業提案書の記載要領**

1. 事業提案書は、募集要項に記載の条件を踏まえた上で作成すること。
2. 事業提案書は、募集要項（４応募・申請手続　（６）申請書類　ウ事業提案に関するもの（ア)～(サ)）に記載されている各項目（（ア)～(サ)）について、各項目につきＡ４判１枚以上作成すること。
3. 事業提案書の作成に当たっては、文章で簡潔にまとめること。また、必要であれば、文章を補完する写真や図等を用いて分かり易く表現すること。
4. 事業提案書の正本は、法人・団体名を記入すること。ただし、副本は、法人・団体名及び法人・団体ロゴマーク、又は法人・団体を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。
5. 事業提案書は、各様式において別途規定する場合を除き、Ａ４判両面（Ａ３判指定はＡ４判に折込み）で作成することを基本とし、普通紙を使用すること。
6. 事業提案書作成の留意事項
   1. 事業提案書は、Ａ４判左綴じとし、正本（公募参加法人・団体名あり）１部、副本（公募参加法人・団体名なし）６部、合計７部提出すること。
   2. 事業提案書を提出する際には、ホッチキス止めせずに左綴りで取りまとめて、封筒に封印し、募集要項に記載の提出先まで持参すること。
   3. 事業提案書は、表紙には第１２号様式を使用すること。
7. その他、事業提案書の文字は、図表等を構成する場合のやむを得ない場合を除き、10ポイント以上の大きさとすること。その他、フォント、文字数等について制限はないが、見やすさに配慮し、図表等を適宜活用して分かりやすい表現にすること。

**３　様式一覧**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式番号 | 書類名 | 提出  部数 | 書式  サイズ | ファイル  形式 | 提出  区分 |
| 第１号様式 | 指定管理者指定申請書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第２号様式 | 指定管理者指定申請者連絡先 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第３号様式 | 共同事業体構成書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 第４号様式 | 共同事業体協定書兼委任状 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 第５号様式 | 誓約書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第６号様式 | 指定管理者指定申請者役員名簿 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第７号様式 | 収支計画書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第８号様式 | 年度別収支内訳書 | 正１のみ | Ａ４ | Excel | 必須 |
| 第９号様式 | 募集要項等に関する質問書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 第１０号様式 | 応募辞退届 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 第１１号様式 | 事業提案書提出届 | 正１副６ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第１２号様式 | 楢葉町総合グラウンド事業提案書（表紙） | 正１副６ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 任意様式 | 楢葉町総合グラウンド事業提案書 | 正１副６ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 提案書電子媒体  （ＣＤ－Ｒ等） | 本事業で提出した提案書類等の全電子データを保存したもの。 | １ |  | PDF | 必須 |

第１号様式

楢葉町総合グラウンド

令和　　年　　月　　日

楢葉町町長　松本　幸英　様

所在地

申請者　法人名又は団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

指定管理者指定申請書

　楢葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定に基づき申請します。

記

１　公の施設の名称

楢葉町総合グラウンド

２　添付書類

1. 第１号様式　指定管理者指定申請書
2. 第２号様式　指定管理者指定申請者連絡先
3. 第３号様式　共同事業体構成書
4. 第４号様式　共同事業体協定書兼委任状
5. 第５号様式　誓約書
6. 第６号様式　指定管理者指定申請者役員名簿
7. 第７号様式　収支計画書
8. 第８号様式　年度別収支内訳書
9. 第９号様式　募集要項等に関する質問書
10. 第１０号様式　応募辞退届
11. 第１１号様式　事業提案書提出届
12. 第１２号様式及び任意様式　楢葉町総合グラウンド事業提案書

第２号様式

楢葉町総合グラウンド

指定管理者指定申請者　連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の名称 | | |  |
| 主たる事務所の所在地 | | |  |
| 主たる事務所の連絡先 | | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 主たる事務所における担当者名  　　　　　　　　　　　　※２ | | | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| ※１  申請に係る連絡先 | 事務所の所在地 | |  |
| 連 絡 先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 担当者名  　　　　　　　　※２ | | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| ※３  緊急連絡先 | 電話番号 | |  |
| 担当者名  　　　　　　　　※２ | | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |

※１　申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入は不要とする。

※２　担当者名については、原則として実務担当者を記入すること。（緊急連絡先を除く。）

※３　緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

第３号様式

楢葉町総合グラウンド

共同事業体構成書

構成団体１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | |  |
| 代表者職氏名 | |  |
| 主たる事務所の所在地 | |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |

構成団体２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | |  |
| 代表者職氏名 | |  |
| 主たる事務所の所在地 | |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |

構成団体３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | |  |
| 代表者職氏名 | |  |
| 主たる事務所の所在地 | |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |

第４号様式

楢葉町総合グラウンド

共同事業体協定書兼委任状

（目的）

第１条 当共同事業体は、「選定単位名称」に属する施設（以下「施設」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当事業体は、事務所を〇〇県〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、指定期間の満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の名称及び代表者並びに所在地）

第５条 当事業体の構成団体及び当事業体の代表者は、次のとおりとする。また、楢葉町との間における次条に関する権限を代表者に委任する。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同事業体  の代表者  （受任者） | 団体名称  代表者職氏名  所在地  業務分担 |
| 共同事業体  の構成団体  （委任者） | 団体名称  代表者職氏名  所在地  業務分担 |
| 共同事業体  の構成団体  （委任者） | 団体名称  代表者職氏名  所在地  業務分担 |
| 共同事業体  の構成団体  （委任者） | 団体名称  代表者職氏名  所在地  業務分担 |

（代表者の権限及び委任事項）

第６条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、楢葉町と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第７条 当事業体は、構成団体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

（構成団体の責任等）

第８条 構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２ 当該業務の履行に係る構成団体の業務分担については、別表のとおりとする。

３ 前項に基づく別表は、構成団体及び楢葉町の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第９条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の口座によって取引するものとする。

（決算）

第１０条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１１条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第１２条 構成団体は、すべての構成団体及び楢葉町の承認がなければ、当事業体が施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２ 構成団体のうち業務途中において前項の規定により脱退した場合においては、楢葉町の承認がある場合に限り、残りの構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成団体の除名）

第１３条 当事業体は、構成団体のいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、すべての構成団体及び楢葉町の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第１４条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第12条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１５条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、すべての構成団体及び楢葉町の承認により、残りの構成団体のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（構成団体の加入）

第１６条 前２条の規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残りの構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第12条第２項の規定にかかわらずすべての構成団体及び楢葉町の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成団体の責任）

第１７条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、１通を楢葉町に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　㊞

第５号様式

楢葉町総合グラウンド

令和　　年　　月　　日

楢葉町町長　松本　幸英　様

所在地

申請者　法人名又は団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

誓　　　　約　　　　書

　私は、下記のことについて、いずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用するときを含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
2. 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を受けている法人等
3. 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
4. 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
5. 国税又は地方税を滞納している法人等
6. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
7. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある法人等
8. 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等
9. 次の各号に該当する者が役員となっている法人等
10. 法律行為を行う能力を有しない者
11. 破産者で復権を得ない者
12. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第６号様式

楢葉町総合グラウンド

指定管理者指定申請者 役員名簿

団体名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役　職　名 | 住　　　　　　所 |
| 氏　　　　　　名 |
| １ |  |  |
|  |
| ２ |  |  |
|  |
| ３ |  |  |
|  |
| ４ |  |  |
|  |
| ５ |  |  |
|  |
| ６ |  |  |
|  |
| ７ |  |  |
|  |
| ８ |  |  |
|  |
| ９ |  |  |
|  |
| １０ |  |  |
|  |

第７号様式

楢葉町総合グラウンド

収支計画書

＜収入＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用料金収入 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 自主事業収入 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 指定管理料 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 合　　　計 | （千円） | （千円） | （千円） |

＜支出＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 人件費 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 事業費 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 消耗品費 | （千円） | （千円） | （千円） |
| 修繕費 | （千円） | （千円） | （千円） |
| その他経費（自主事業経費） | （千円） | （千円） | （千円） |
| 合　　　計 | （千円） | （千円） | （千円） |

（注意事項）

1. 指定管理料上限額（予定）については、仕様書５（１）を参照すること。令和４年度以降の指定管理料は協議のうえ決定するが、収支計画書上は令和３年度の上限額と同額として計算すること。
2. 総合グラウンドの維持管理に係る電気代、水道代、火災保険料、負担金、工事費については町にて負担する。また、税別１０万円を超える修繕費についても、町にて負担するものとする。
3. 金額は消費税及び地方税（１０％で積算）を含んだ金額を記入すること。
4. 仕様書および募集要項を参照のうえ、第８号様式と整合を取り、千円単位で記入すること。

第９号様式

楢葉町総合グラウンド

令和　　年　　月　　日

楢葉町町長　松本　幸英　様

所在地

申請者　法人名又は団体名

代表者氏名

募集要項等に関する質問書

　　楢葉町総合グラウンド指定管理者募集要項等に関して、以下のとおり質問がありますので提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問項目 | 募集要項・様式・その他（　　　　　　　　） | ページ |
| 質問内容 |  | |

注意事項等

１　質問は、本様式１枚につき１問とし、簡潔にまとめて記載すること。

２　質問に対する回答は募集要項「４応募・申請手続　（５）質問受付及び回答」の取扱いにより回答する。

第１０号様式

楢葉町総合グラウンド

令和　　年　　月　　日

楢葉町町長　松本　幸英　様

所在地

申請者　法人名又は団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

応　募　辞　退　届

　楢葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定に基づき、指定管理者指定申請書等を提出しましたが、辞退します。

（公の施設の名称）　楢葉町総合グラウンド

（辞退の理由）

第１１号様式

楢葉町総合グラウンド

令和　　年　　月　　日

楢葉町町長　松本　幸英　様

所在地

申請者　法人名又は団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

事業提案書提出届

　「楢葉町総合グラウンド」について、募集要項等に基づき、事業提案書類を提出します。なお、事業提出書類の記載事項及び添付書類について事実を相違ないことを誓約します。

（提出書類名）事業提案書　　　　　　　　　　　　　１１部（正本1部、副本１０部）

　　　　　　　事業提案書の電子媒体　　　　　　　　ＣＤ－Ｒ等1枚

以上

第１２号様式

楢葉町総合グラウンド

楢葉町総合グラウンド

事業提案書

（表紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 公募参加法人・団体名 |  |